

策定の背景

- 経済財政運営と改革の基本方針2015(H27.6.30閣議決定)
⇒人口20万人以上の地方公共団体等において、民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築
- 多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針(H27.12.15民間資金等活用事業推進会議決定)
- 多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針について(要請)(H27.12.17内閣府、総務省通知)
⇒人口20万人以上の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を平成28年度末までに行うよう要請
- 北海道PPP／PFI手法導入優先的検討規程(H29.3策定)
⇒国の要請を受け、下記のとおり、多様なPPP／PFI手法を導入するための優先的検討規程を策定

総則 (第1章関係)

優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、**新たな事業機会の創出や民間投資の喚起**を図り、**効率的かつ効果的に社会資本を整備**するとともに、道民等に対する**低廉かつ良好なサービスの提供**を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

優先的検討の開始 (第2章関係)

新たに公共施設等の整備等を行うために**基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合**のほか、その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、**併せて優先的検討を行うもの**とする。

優先的検討の対象とする事業 (第3章関係)

- ①次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア **建築物又はプラントの整備等**に関する事業
 - イ **利用料金の徴収を行う公共施設整備事業**
- ②次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア **事業費の総額が10億円以上**の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - イ **単年度の運営費が1億円以上**の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

適切なPPP／PFI手法の選択 (第4章関係)

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP／PFI手法を選択する。(例：BTO・BOT・BT・公共施設等運営権方式・指定管理者制度など)

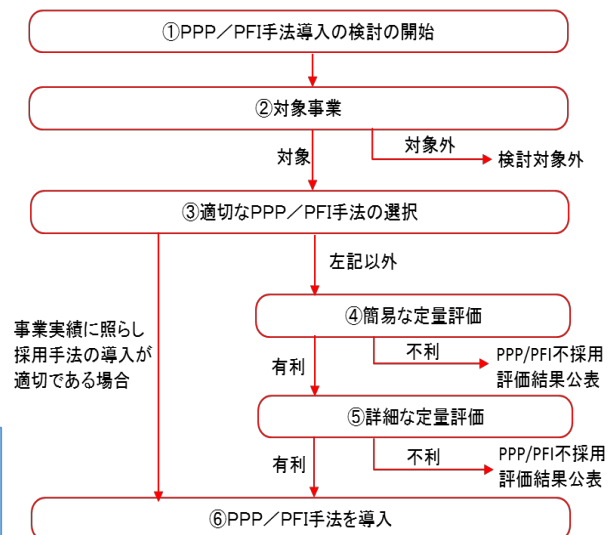
簡易・詳細な検討 (第5, 6章関係)

- ①簡易な検討
従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。
- ②詳細な検討
簡易な検討において採用手法の導入に有利と評価された場合、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。

評価結果の公表 (第7章関係)

「簡易な検討」又は「詳細な検討」において採用手法の導入に不利と評価された場合、それぞれに定める時期に**インターネット上に公表**する。

PPP／PFI手法導入の優先的検討プロセス



PPP/PFIとは

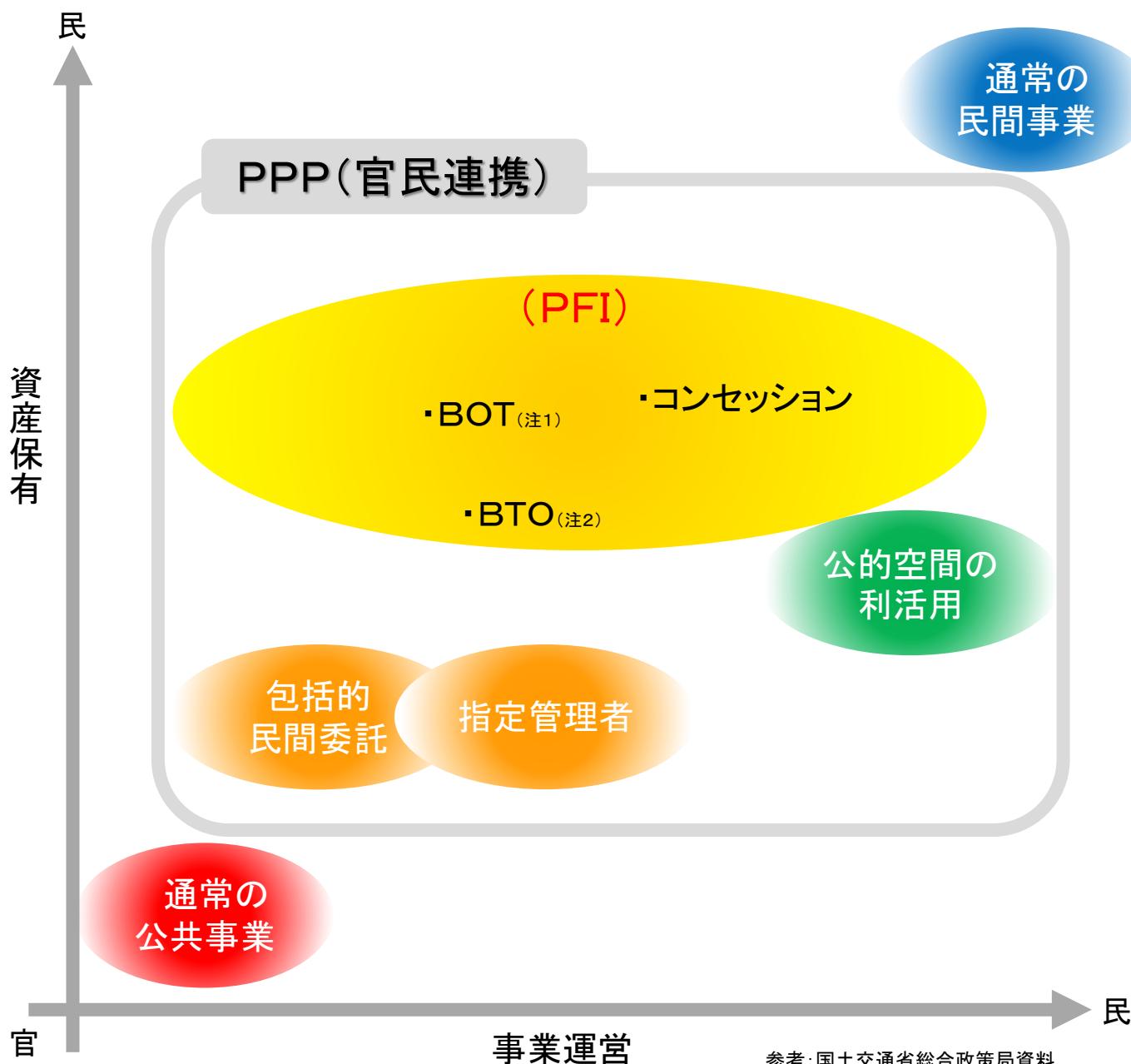
○PPP (Public Private Partnerships) :

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの

○PFI (Private Finance Initiative) :

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して行う方法

⇒ PFIは、数あるPPP手法の一つ



参考:国土交通省総合政策局資料

注1. BOT(Build Operate Transfer) :

PFI事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)し、契約期間中の維持管理・運営(Operate)を行い、事業期間終了後は公共主体にその施設を移管(Transfer)する方式。

注2. BTO(Build Transfer Operate) :

PFI事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設(Build)した後、その施設の所有権を公共主体に移管(Transfer)した上で、PFI事業者が一定の事業期間、その施設の維持管理・運営(Operate)を行う方式。